

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

北海道苫前郡苫前町

2 構造改革特別区域の名称

苫前町しあわせ有償輸送特区

3 構造改革特別区域の範囲

北海道苫前郡苫前町の全域

4 構造改革特別区域の特性

苫前町は、北海道の北西部、留萌支庁の中央部に位置し、面積は454.48km²で、人口は4,153人（平成17年7月31日現在）の町である。

基幹産業である農業と水産業を柱にした、競争力の高い力強い産業基盤づくりを目標とするとともに、全国に先駆けて実施した大型風力発電施設による発電事業と、温泉・海洋性レクリエーションなどの観光事業との融合を進めるなど、地域の特色を活かしたまちづくりを進めているところである。また、「町民が主役となった自治の実現」を目的として「苫前町まちづくり基本条例」を本年10月より施行した。町民による町民のためのまちづくりを発展させるため、「町民参加の推進」と「まちづくりに関する情報の共有化の推進」を定めている。

本町の人口は昭和30年の国勢調査人口11,696人をピークとして以降は減少している。過疎化の傾向にあるとともに少子高齢化が進んでおり、65歳以上人口は1,380人で高齢化率は33.2%（平成17年7月31日現在）と非常に高く、北海道平均の20.5%を大きく上回っている。また、独居高齢者が295名、高齢夫婦世帯が265世帯となっており、高齢者人口の60.4%にあたる834名が高齢者のみの世帯となっている。加えて身体障害者304名、知的障害者35名、精神障害者4名の移動制約者が生活している。高齢者人口、障害者人口ともに増加を続けており、移動に制約を受ける方は増嵩傾向にある。

（1）移動制約者の状況

介護保険サービス利用者

介護保険サービス利用者は、苫前町の人口の5.6%にあたる233人が要介護（支援）認定を受けている。また、高齢者人口は1,380人であるが16.5%にあたる228人が要介護（支援）認定を受けている。うち居宅介護（居宅支援）サービスを利用しているのは、高齢者120人であり、高齢者人口の8.7%を占めている。

介護保険サービス利用者の在宅生活を支えるうえで重要な役割を果たす通院等の外出支援において、要介護3以上の方73人については福祉車両での輸送が基本となるが、サービス利用者の68.7%を占める要支援、要介護1及び要介護2の方160人については全員が福祉車両を必要とする状況ではなく、セダン型等の一般車両による輸送でも十分対応が可能である。

要介護（要支援）認定者数（平成17年7月31日現在・単位：人）

	要支援	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
第1号 被保険者	34	103	22	19	27	23	228
うち65歳 以上75歳 未満	5	18	1	4	6	2	36
うち75歳 以上	29	85	21	5	21	21	192
第2号 被保険者	0	1	0	0	1	3	5
総数	34	104	22	19	28	26	233

高齢者人口	1,380人	認定第1号被保険者 / 高齢者人口	16.5%
-------	--------	-------------------	-------

居宅介護（居宅支援）サービス受給者数（平成17年7月31日現在・単位：人）

	要支援	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
第1号 被保険者	26	69	6	6	9	4	120
第2号 被保険者	0	0	0	0	0	0	0
総数	26	69	6	6	9	4	120

身体障害者

身体障害者手帳の交付を受けている方は304名であり、このうち移動の制約を受け

る肢体不自由障害者は193人、視覚障害者は32人を数える。1級の肢体不自由障害者については福祉車両を必要とする方が多いが、多数を占める2級以下の方及び視覚障害者についてはセダン型等の一般車両による対応が充分可能である。

身体障害者手帳交付状況（平成17年7月31日現在・単位：人）

等級	肢 体 不自由	視 覚	聴 覚	音声言語	内部疾患	計
1	28	7	0	0	28	63
2	48	10	7	2	1	68
3	34	3	3	2	8	50
4	42	1	4	1	11	59
5	28	6	12	0	0	46
6	13	5	0	0	0	18
計	193	32	26	5	48	304

知的障害者

知的障害者の判定を受けている者（療育手帳の交付者）は35人で、そのうち重度の知的障害者（判定A）は14人を数える。知的障害者は、交通法規の理解、安全確認などができない者が多く、また、介護者や環境が変わること、たとえば初めて利用する自動車などに乗ることによってパニックに陥る障害者も多い。

そのため、肢体不自由との重複障害がない知的障害者、特に重度（判定A）の者については、ボラティア輸送利用車をセダン型等に拡大し、心のよりどころになるホームヘルパーの運転する有償ボラティア輸送による対応が求められている。

知的障害者の障害別状況（平成17年7月31日現在・単位：人）

18歳未満		18歳以上		計
A	B	A	B	
1	1	13	20	35

精神障害者

精神障害者通院医療費公費負担患者票の交付を受けている方は、平成17年7月31日現在で4名である。引きこもり傾向にある方は、心を許した介護者と一緒に初めて外に出ることが可能となったり、不安感の強い方は、環境の変化に対応できず公共交通機関の利用ができないなど障害の内容とその対応は多様であり、ボラティア輸送利用車をセダン型等に拡大し、心のよりどころになるホームヘルパーの運転する有償ボラティア輸送による対応により通院や公共施設の利用を増やすことが必要である。

精神保健福祉手帳交付状況（平成17年7月31日現在・単位：人）

等級	1級	2級	3級	計
人数	0	4	0	4

（2）公共交通機関の状況

住民の移動手段として国鉄羽幌線があったが、昭和62年3月に廃止となり、以降、代替輸送の確保として路線バスが運行されている。しかしながら1時間に1便と便数が少ないことや乗降場所が国道及び一部の道道に限られているため利用者にとって十分な利便性が確保されているとはいえない状況にある。

路線バス

路線バスは南北に長い留萌支庁管内を縦断する路線が運行されている。昭和62年3月の国鉄羽幌線の廃止以降は、関係市町村の支援のもと沿岸バス株式会社が路線バスを増便して移動手段を確保している。

複数の診療科目を有する総合的な医療機関は、留萌市、羽幌町、本町字古丹別に存している。また、専門的な医療機関は旭川市、札幌市に存している。留萌市～苫前町間は1日13往復、苫前町～羽幌町間は1日13往復、旭川市～苫前町間は直通便が1日1往復、留萌市より別会社が運営する旭川市へ向かう路線に乗り継ぐ方法により1日9往復、札幌市～苫前町間を1日6往復運行している。

また、本線から乗り継いで本町古丹別地区へ運行する支線（上平古丹別線）は11往復となっている。

朝夕の通勤通学時間帯を除くとほぼ1時間に1便の運行と便数が少なく、移動したいときに移動ができないことや天候や交通量によっては到着時間が遅れることもあり、診療時間等に制約を受けることが多くなっている。また、車輦は移動制約者に対応できるものではなく、バス停留所も障害者対応にはなっていない。

タクシー事業者

町内には、有限会社大衆ハイヤーがあり、2台で営業しているが福祉車両は保有していない。介護タクシー等福祉車両によるサービスを提供する事業者は、近隣町村にもない状況である。

5 構造改革特別区域計画の意義

町内及び近隣町村間の移動手段として、路線バスが運行されているものの便数が少ないことや乗降場所が国道及び一部の道道に限られているため、利用者にとって十分な利便性が確保できているとはいえず、日常生活では自家用車による移動が中心となっている。特に移動制約者にとっては、乗降場所のバリアフリー化が進んでいないこと、ノンステップ

バスがないことから、家族が運転する自家用車での移動に頼らざるを得ない状況である。

移動制約者の方々は公共交通機関の利用が難しいことや介護する家族の負担を最小限にしようとする心遣いなどから外出をあきらめて家に閉じこもる傾向もある。

このことから、平成13年4月から生活管理指導員（ヘルパー）の派遣事業を実施し、無償運送サービスにより通院の利便等に対応してきているところであるが、対象者と利用目的が限られている。そこでより充実した対応を図るため、セダン型等の一般車両による有償ボランティア輸送が求められている。

福祉車両による福祉有償輸送は、車イス等を常時利用される方の移動手段としては有効であるが、要介護認定を受けた方の大部分や知的障害者、視覚障害者に対する移動支援には一般乗用車両でのサービス提供が充分可能である。台数の限られた福祉車両ではなく、セダン型等の一般乗用車両を使用することにより、多くの利用者に対するサービス提供が可能となる。また、高齢者、障害者が住み慣れた地域での在宅生活を続けることが可能となり、地域福祉の充実を推進することができるとともに、社会参加を促進させることができる。

6 構造改革特別区域計画の目標

特例措置の導入によって移動制約者の移動手段を拡大し、円滑に移送サービスを実施することで、高齢者や障害者の自立と社会参加の促進を図るとともに家族の介護負担を軽減する。また、既存の社会福祉法人のみならずNPO法人やボランティア団体の活動の活発化を促進する。

これにより、苫前町の町政運営の指針となっている第3次苫前町総合振興計画の将来像となっている「健康で心ふれあう地域づくり」の実現を目指すこと、また、苫前町まちづくり基本条例の理念である「町民参加によるまちづくり」を移動制約者の方々の参加により充実させることが期待でき、豊かな経験と発想、生活者の視点をまちづくりに活かすことを目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

平成17年7月の介護保険による訪問介護の利用者66人中、通院の支援を受けた方は42人となっている。また、障害者支援費制度において、居宅介護受給者証の交付を受けた視覚障害者は1人である。今回申請する福祉有償輸送のセダン型車輛への拡大を行うことによって、これらの移動制約者の通院を安定してサービス提供することができ、旭川市や札幌市の専門性の高い病院への通院や定期通院回数の増加などが見込まれるほか、家族の介護負担の軽減により介護者の就労機会等の促進が図られる。

社会的効果としては、この事業を実施することにより高齢者や障害者本人の活動範囲を拡大させるとともに安心して住み慣れた地域での生活を維持することができる。

また、高齢者や障害者本人のみならず介助する家族の社会参加、イベント、地域行事へ

の参加や温泉施設の利用、人手のかかる水産業や観光施設、新産業として期待されている風力発電関連産業などへの就労が期待される。まちづくりにおいても、移動制約者や介護者の自治活動への参加が促進され、町民が主役のまちづくりをより充実させ、民意の把握と町民の意思を町政に反映させることが期待できる。

8 特定事業の名称

1206(1216)

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 介護保険や支援費に基づく訪問介護事業

- ・対象者～要介護認定や要支援認定を受けた在宅の被保険者
- ・内容～訪問介護員が日常生活上の世話をを行うものであり、通院等の際に必要な介助も行われている。居宅から最寄りの医療機関までの通院介助
- ・利用料～無料
- ・車両～社会福祉法人苫前町社会福祉協議会所有車両による。

軽自動車	6台	
普通自動車(バンタイプ)	1台	
福祉車両(1BOXタイプ)	1台	計8台
- ・平成16年度利用者～50名 のべ459件

(2) 生活管理指導員派遣事業(寝たきり老人等移送事業)

- ・対象者～この事業の利用対象者は、定期受診等の緊急性を要しない医療機関への通院について、以下の条件に該当する常時寝たきり又は車椅子等を使用している者で、介助なしで独力で歩行できない場合、かつ、乗用自動車の座席搭乗が極めて困難な者とする。

要介護度4又は5の者
身障等級2級(移動機能障害)以上の者
上記、と同等と認められる者(留萌市への通院が必要である場合については、特に当該市に通院しなければならない事由があること。)
車いすあるいはストレッチャーでなければ移送できない者
家族での移送が困難である者
- ・内容～常時寝たきり又は車椅子等を使用し、介助なしで独力歩行が極めて困難な者に対して、生活管理指導員を派遣し医療機関までの通院利便を図る。
- ・利用料～無料

- ・車 両～社会福祉法人苫前町社会福祉協議会所有車両による。
福祉車両（１ＢＯＸタイプ）１台
- ・平成１６年度利用者～１３名 のべ３２件

**別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、
実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容**

別紙

1 特定事業の名称

1206(1216)NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

運営協議会において認められた、特区内で活動する社会福祉法人、NPO法人、医療法人及び公益法人

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

苫前町内で活動を行う社会福祉法人、NPO法人、医療法人及び公益法人

(2) 事業が行われる区域

出発地又は到着地が苫前町

(3) 事業により実現される行為

事業に関与する主体が使用権原を有する車両を用いて、要介護（要支援を含む）認定を受けている方や身体障害者、知的障害者、精神障害者などのうち公共交通機関の利用が困難な移動制約者で、あらかじめ運送主体に登録した会員及びその同伴者に対し、有償での送迎サービスを提供するもの。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 必要性等

平成16年度から規制緩和されたNPO法人等による有償ボランティア輸送では、車両が福祉車両に限定されている。この福祉車両の整備費用が高額なため使用台数が限られており、車イス等を使用しない移動制約者に対する移動サービスは十分に提供できていない状況にある。そこで、使用車両をセダン型等に拡大することによって、高齢者及び障害者の通院・社会参加が希望する日に自由にできるよう対応を改善していく。

(2) 苫前町福祉有償輸送運営協議会の設置

福祉有償輸送事業の円滑な実施のために、関係機関による苫前町福祉有償輸送運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。運営協議会事務局は、苫前町町民課に置く。

運営協議会は苫前町が主宰し、構成員は次の者とする。

- ・苫前町長が指名する職員
- ・旭川運輸支局長が指名する職員

- ・公共交通機関に関する学識経験者
- ・苫前町身体障害者福祉協会代表者
- ・要介護（支援）認定者代表
- ・連合町内会代表
- ・苫前町社会福祉協議会代表者
- ・有限会社大衆ハイヤー社長

苦情処理

苦情処理の窓口を運営協議会事務局に設ける。事務局は、必要に応じて臨時に運営協議会を開催し、苦情内容を報告する。

（３）運送主体

苫前町内で活動する社会福祉法人、NPO法人（保険、医療又は福祉の増進を図る活動を行うことを主たる目的とするものに限る。）、医療法人及び公益法人で、運営協議会の決議を経て道路運送法第80条第1項の許可を受けた事業者とする。

運送の対象者

運送の対象者は、次の条件のいずれかに該当し、運営協議会において認められたものとする。

- ・介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する「要介護者」及び第4項に規定する「要支援者」
- ・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する「身体障害者」
- ・その他肢体不自由、内部障害（人工血液透析を受けている場合を含む。）、精神障害、知的障害等により単独での移動が困難な者であって、単独では公共交通機関を利用することが困難な者

対象者の管理

運送主体では、会員の氏名、住所、年齢、要介護認定等の対象者となる証明書類の写し、その他必要な事項を記入した会員登録簿を作成し、適切に管理する。

苦情処理

運送主体では、利用者の苦情処理について会員登録時に説明し対応する。

（４）使用車両

使用する車両は、運送主体が使用権原を有しているものとし、外部から見やすいように車体側面に有償運送の許可を受けた車両であることをステッカー、マグネットシート等により表示するものとする。

また、運転者等から提供される自家用自動車を使用するときは、次の事項に適合するものとする。

- ・運送主体と自家用自動車を提供し当該輸送に携わる者との間に当該車両の使用にかかる契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されていること
- ・当該契約において、有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について運送主体が責任を負うことが明確化されていること
- ・利用者に対し、事故発生、苦情等の対応にかかる運送主体の責任者及び連絡先が明瞭に表示されていること

(5) 運転者

普通第二種免許を有することを基本とするが、運営協議会において次の事項について検討し、十分な能力及び経験を有していると認められた場合は、これによらないことができる。

- ・申請日前2年間運転免許停止以上の処分を受けていないこと
- ・北海道公安委員会等が実施する実車の運転を伴う特定任意講習等の講習を受講した者であること
- ・社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修を修了した者であること
- ・移送サービス運営マニュアル編集委員会が発行するテキスト等に基づき運送主体が自主的に行う福祉輸送に関する研修を修了した者であること
- ・その他移動制約者の輸送の安全の確保に関し必要な知識又は経験を有する者であること

(6) 損害賠償措置

運送に使用する車両総てについて、対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険若しくは共済(搭乗者傷害を対象に含むものに限る)に加入していること。

(7) 運送の対価

運送の対価については、一般乗用旅客自動車運送事業及び地域の公共交通機関の状況等の地域特性を勘案しつつ、営利に至らない範囲において設定するものとする。上限については、一般乗用旅客自動車運送業の概ね1/2とする。

(8) 運営管理体制

運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理にかかる体制その他の安全の確保及び旅客の利便の確保に関する体制が明確に整備されていること。

(9) 法令遵守

運送主体が、道路運送法第7条の欠格事由に該当するものでないこと。